

軽井沢町議会危機対策室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における危機又は危機事象（以下「危機等」という。）に対処するための町議会の体制を整備し、もって町の危機管理の推進を図ることを目的として、軽井沢町議会危機対策室（以下「対策室」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対策室の設置)

第2条 議長は、町に次のいずれかの対策本部が設置されたときは、対策室を設置することができる。

- (1) 軽井沢町災害対策本部
- (2) 軽井沢町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部
- (3) 軽井沢町新型インフルエンザ等対策本部
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの。

2 議長は、対策室を設置したときは、直ちに議員及び町長に通知する。

(対策室の所掌事務)

第3条 対策室は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町から危機等に関する情報の提供を受け、対策室員（次条第1項に規定する対策室員をいう。以下同じ。）に情報提供を行うこと。
- (2) 対策室員から危機等に関する情報を収集のうえ、集約し、町に情報提供を行うこと。
- (3) 災害地、避難所等の調査を行うこと。
- (4) 危機管理の推進について検討し、国、県等又は町に対し要望等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対策室長（次条第2項に規定する対策室長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 対策室は、全議員をもって構成し、全議員が対策室員となる。

2 対策室長は、議長をもって充て、対策室の事務を総括する。

3 副対策室長は、副議長をもって充て、対策室長を補佐し、対策室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長又は副議長に事故があるときは、議会運営委員長、総務常任委員長、社会常任委員長、予算決算常任委員長、広報広聴常任委員長がその順位に従いその職務を代理する。

5 対策室員は、対策室長の命を受け、対策室の事務に従事する。

(対策室会)

第5条 対策室に対策室会を置く。

2 対策室会は、対策室の事務について重要な事項を協議し、決定する。

3 対策室会は、対策室員のうち、対策室長が必要に応じて招集する。

(対策室の解散)

第6条 対策室長は、次のいずれかに該当するときは、対策室会に諮り、対策室を解散することができる。

- (1) 危機等がおおむね終了したと認められるとき。
 - (2) 常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。
- 2 議長は、対策室を解散したときは、直ちに議員及び町長に通知する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。